芦別市索道安全報告書

国設芦別スキー場 令和3年度版

1 利用者の皆様へ

本市の索道事業に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市は、昭和40年12月にスキー場を開業以来、運営の第一に安全の確保を掲げ、法令の 遵守とともに安全輸送に努めてまいりましたが、令和2年度よりスキー場及び索道の運営を休止しております(令和3年度にスキー場の運営を再開したが索道の運営は引き続き休止)。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

芦別市長 荻 原 貢

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

本市の事業運営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、市長以下職員に周知・徹底しております。

- ア 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- イ 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳 正、忠実に職務を遂行します。
- ウ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- エ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- オ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な 処置をとります。
- カ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- キ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(2) 安全目標

索道安全目標(令和3年度)は次のとおりです(休止中のため再開した場合)。

ア 設備不具合による事故の未然防止

乗客の負傷、死亡を伴う事故を発生させないため設備の点検整備に万全を期す。

イ 人身事故の防止

各年度の発生件数を0件とするため万全を期す。

3 事故等の発生状況とその再発防止

(1) 索道運転事故

令和3年度は、休止中のため鉄道事故報告規則に基づく索道運転事故はありませんでした。

(2) 災害(地震や暴風雨、豪雪など)

令和3年度は、休止中のため災害による運行停止ありませんでした。

(3) インシデント (事故の兆候)

令和3年度は、休止中のため国土交通省へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

令和3年度は、北海道運輸局からの行政指導等はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

本市では、お客様の安全輸送を行うため、シーズン営業開始前に、職員及び受託者の係員 に対し施設及び施設の取扱い、法令及び各種規程についての教育及び説明会を行っておりま す(令和3年度は、休止中のため一部実施)。



(2) 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前に、職員及び冬季臨時職員を含め各担当リフトにて救助訓練を 実施しております(令和3年度は、休止中のため未実施)。





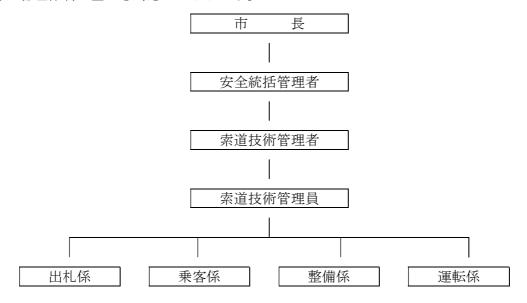
(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため年度前に整備計画を立て各施設の修繕及び設備更新を行い、また その都度各施設の保守点検を行っております(令和3年度は、休止中のため未実施)。

(4) 令和3年度改良事業の実施内容 休止中のためありませんでした。

5 当市の安全管理体制

市長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしており問題が発生した場合は管理体制に基づき対応しております。



- 市長 輸送の安全の確認に関する最終的な責任を負う。
- 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全に関する業務を統括する。
- 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道全般の運行の管理、索道施設の保守の管理、 その他の技術上及び係員教育等の事項に関する業務を管理する。
- 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行を管理、索道の保守の管理、その他 技術上の事項に関する業務を管理する。

(1) 市長の責務

- ア 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- イ 輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに索道 事業の実施及び管理の方法を定める。
- ウ 索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に おいて、安全統括管理者及び索道技術管理者、その他必要な責任者に対し、安全性及び 実現可能の観点からの検証を行わせる。
- エ 輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を 行うものとする。
- オ 輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- カ 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全に支障を及ぼすおそれのある 事態(以下「事故・災害等」という。)の規模や内容に応じ、対策方法その他必要な事項 を定め、職員等に周知・徹底する。

(2) 安全統括管理者の責務

- ア 安全確保を最優先した輸送業務の実施及び管理部門を統括管理する。
- イ 関係全職員に対し、関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させる。
- ウ 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善措置を講じる。
- エ 輸送の安全確保に関する業務運営上の重要な決定事項に参画し、市長又は担当部課長 その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な 意見を述べる。

オ 輸送の安全の確保に関し、事故・災害等その他必要な情報を収集し索道技術管理者その他必要な責任者にこれを周知し必要な指示を行う。

(3) 索道技術管理者の責務

- ア 索道の運行に関する事項
- イ 索道施設の保守に関する事項
- ウ 係員(職員のうち、現場において索道施設の保守又は索道の運行に係る直接の作業を 行う者をいう)の教育訓練に関する事項

(4) 索道技術管理員の責務

- ア 個別の索道の運行の管理
- イ 個別の索道施設の保守の管理

6 利用者の皆様へのお願い

リフト乗車時の注意事項

- ア 乗り方に慣れていないお客様は係員にそのことを申し出てください。
- イ 空き缶、煙草の吸殻、その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ウ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らしたりしないでください。
- エ 衣服、携帯品、髪の毛などを施設に巻きつけないようにしてください。
- オ リフトの飛び込み乗車は危険ですので行わないでください。
- カリフト乗車中は安全のためセーフティーバーを下げてください。
- キ リフト乗場では乗客係員の指示に従ってください。

7 連絡先

安全報告書へのご感想、当市の安全への取り組みに対するご意見等をお寄せください。

 $\mp 075 - 8711$

北海道芦別市北1条東1丁目3番地

芦別市経済建設部商工観光課観光振興係

TEL 0124-27-7756 (観光振興係直通)

FAX 0124-22-9696

E-mail kankou@city.ashibetsu.hokkaido.jp